

平成21年11月30日  
中部近畿産業保安監督部  
北陸産業保安監督署

## 水力発電設備設置に関する電気事業法に係る手続きについて

水力発電設備(水力発電所)を設置する際には、自家用電気工作物として、以下の手続きが必要となります。但し、「小出力発電設備」は、除きます。

### 1. 主任技術者の選任(法第43条、施行規則第52条)

水力発電所設置工事のための事業場

#### (1) 電気主任技術者の選任

第1、2、3種の有資格者の選任又は兼任

主任技術者の許可を受ける場合は、500kW未満の発電所

(高等学校以上の電気工学科を卒業した者等)

外部委託承認を受ける場合は、1000kW未満の発電所

#### (2) ダム水路主任技術者の選任

第1、2種の有資格者

許可主任技術者 500kW未満の場合、高等学校以上の土木工学科を卒業した者

〃 100kW未満の場合、土木の知識のある者

(3) その他、具体的には、水力係に問い合わせをしてください。

### 2. 保安規程の届出(法第42条、施行規則第51条)

・工事・維持・運用のための保安規程の届出が必要。

### 3. 工事計画の届出(法第48条)

・電気工作物(例:20kWの水力発電所)の設置工事の実施に当たっては、工事開始の30日前までに届出が必要。

「小出力発電設備」とは、電気事業法第38条第2項、同法施行規則施行規則第48条第4項第3号(第48条(一般用電気工作物の範囲))で定義されている。

・水力発電設備であって、出力10kW未満のもの(ダムを伴うものを除く。)

参考:第2種ダム水路主任技術者の資格取得について(当署のホームページに掲載中)

(1) 大学、高専以上の学校であり、土木工学科を卒業した者

・卒業後3年以上の実務経験

(2) 大学、短大、高専以上の学校であるが、土木工学科以外の学科を卒業した者

・卒業後5年以上の実務経験(3年以上の水力設備に係る経験を含むものに限る。)

(3) 高等学校の土木工学科を卒業した者

・卒業後5年以上の実務経験(3年以上の水力設備に係る経験を含むものに限る。)

(4) 高等学校以上であるが、土木工学科以外の学科を卒業した者

・卒業後7年以上の実務経験(3年以上の水力設備に係る経験を含むものに限る。)

問い合わせ先: 北陸産業保安監督署 水力係 TEL 076-432-5580